

## 趣 旨

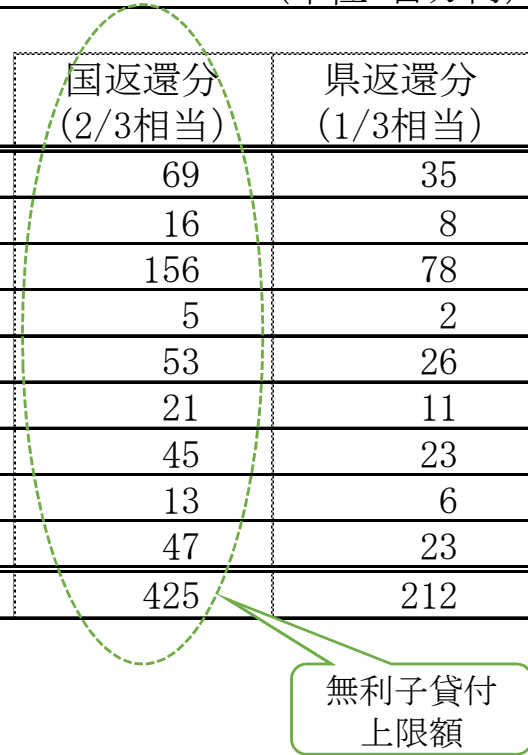
阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金については、借受人の高齢化が進み、返済が生活の負担となっていることから、最終解決に向けて債権放棄を行う必要が生じている。当該債権放棄に係る負担については、他市町にはない財政需要が生じているため、県において、無利子貸付制度を創設する。

## 無利子貸付制度概要

- 対 象  
市町の未償還債権の2/3相当額  
※ 貸付原資国負担相当分
- 貸付条件  
無利子・20年償還(うち据置7年)以内

【債権放棄額(見込)】 (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 | 国返還分<br>(2/3相当) | 県返還分<br>(1/3相当) |
|-----|-----|-----------------|-----------------|
| 尼崎市 | 104 | 69              | 35              |
| 明石市 | 24  | 16              | 8               |
| 西宮市 | 234 | 156             | 78              |
| 洲本市 | 7   | 5               | 2               |
| 芦屋市 | 79  | 53              | 26              |
| 伊丹市 | 32  | 21              | 11              |
| 宝塚市 | 68  | 45              | 23              |
| 川西市 | 19  | 13              | 6               |
| 淡路市 | 70  | 47              | 23              |
| 合 計 | 637 | 425             | 212             |



無利子貸付  
上限額

# (参考) 災害援護資金貸付金の債権放棄 (スキーム)

## 趣 旨

- ・ 県が原資負担を行った1/3部分は、県議会の議決を得た上で、債権放棄
- ・ 国が原資負担を行った2/3部分は、県が各市町の希望に応じて、市町財政等調整基金から無利子貸付
- ・ 市町は、償還財源を確保した上で、県に償還(最終的には国に償還)

## 償還スキーム

